

# 横瀬町における女性職員の活躍の推進 に関する特定事業主行動計画

平成28年 3月11日  
横 瀬 町 長

横瀬町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、横瀬町長が策定する特定事業主行動計画である。

## 1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成32年3月31日までの4年間とする。

## 2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を定期的に実施するものとする。

## 3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、町長部局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について検討を行い、次のとおり目標を設定する。

- (1) 平成31年度までに、月に15時間以上超過勤務を行う職員の割合を、平成26年度の実績（16%）より6%以上引き下げ、10%以下にする。
- (2) 平成31年度までに、職員の年次休暇の平均取得率を、平成26年度の実績（6日/人・年、17%）より10%以上引き上げ、（10日/人・年、27%）以上にする。

- (3) 平成 31 年度までに、管理的地位にある職員に占める女性割合を、平成 26 年度の実績 (2.3 %) より 3 % 引き上げ 5.7 % 以上にする。
- (4) 平成 31 年度までに、主査級以上の女性職員の割合を、平成 26 年度の実績 (18.3 %) より 3 % 引き上げ 21.8 % 以上にする。
- (5) 平成 31 年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合を 3.0 % 以上にする。

#### 4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3 で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け次に掲げる取組を実施する。

- (1) 平成 28 年度より、超過勤務の縮減に向け、グループウェア等にて全職員向けのメッセージを発信する。
- (2) 平成 28 年度より、全庁において職員の業務分担の見直しを行い、各職員の業務量の平準化を図る。
- (3) 平成 28 年度より、年次休暇の取得目標を定め、全職員への徹底を図る。
- (4) 平成 28 年度より、女性職員 (主査級以上) のみを対象とする研修に派遣を行う。
- (5) 平成 28 年度より、男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇制度についてグループウェア等にてメッセージを発信する。